



平成 27 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 古内 耕太郎
(コード番号 9628 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員総務部長 的羽 元司
(TEL. 06-6226-0038)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定について決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、追記・変更部分は下線で示しております。

記

「内部統制システム構築の基本方針」

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (会社法 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号、100 条第 1 項第 5 号ニ)
 - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
 - ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。
また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。
 - ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

- ①当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
- ②会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号ロ）
- ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとそ
の対応方法を文書化する。
- ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会にお
いて、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関
係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法
施行規則第100条第1項第3号、会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）
下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行
の効率性を確保する。
- ①取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
- ②重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
- ③取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき
各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管
理の実施を行う。
5. 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法362条第4項第
6号、会社法施行規則第100条第1項第5号イ・ニ）
- ①当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当
する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、
指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
- ②当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確
立と運用の権限と責任を有する。
- ③当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役およ
び②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の
支援・助言を行う。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に
関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）および当該使用人の取締役からの独立
性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規

則第 100 条第 3 項第 2 号、第 3 号)

必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

7. 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号、第 5 号）

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。

なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

- ① 経営会議で報告・審議された事項
- ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 毎月の経営状況として重要な事項
- ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 6 号）

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 7 号）

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。

また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

以 上